

# 阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画

(第2次行動計画)

平成27年3月

阿 蘇 市

人がつながり 作り出す 新しい阿蘇  
～ ONLY ONE の世界へ～

阿蘇市

## 目 次

### 第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的
2. 計画の基本目標
3. 計画の期間
4. 計画の推進

### 第2章 計画の内容

1. 基本目標1 男女共同参画を進める意識づくり
2. 基本目標2 女性と男性が平等に暮らせる街づくり（推進計画関係）

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の目的

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を男女共同参画社会としています。

阿蘇市は、男女が共につくる地域社会をめざして、平成 19 年度に第 1 次行動計画を策定しました。

第 1 次行動計画の策定から 8 年が経過し、国レベルでも各種の法制度が男女平等の実現に向けて整備されてきていますが、今もなお無意識のうちに性別固定的な男女の役割分担や家族像などが存在しています。

また、社会情勢の変化により少子化や高齢化社会の進展、核家族やひとり親家庭など世帯構成の多様化など、新しい課題も生じています。

阿蘇市では全ての市民が、いきいきと安心して生活することができる地域社会の実現に向けて、女性も男性もお互いの個性を尊重し、それぞれの能力を発揮できる地域社会を作り上げることを基本理念とし、第 2 次阿蘇市男女共同参画推進行動計画を策定するものです。

## 2・計画の基本目標

この計画は、男女共同参画社会の形成をめざして「男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会」と「仕事や地域活動などに男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会」をめざし、次の 2 つの基本目標を掲げます。

**基本目標 1 男女共同参画を進める意識づくり**

**基本目標 2 女性と男性が平等に暮らせる街づくり**

## 3・計画の期間

この計画の期間は、2015 年度(平成 27 年度)から 2019 年度(平成 31 年度)までの 5 年間とします。

## 4・計画の推進

広く市民の意見を反映し、市民・行政・事業者等が一体となって取り組みます。また、国や県等、関係機関や団体との連携と協力をはかります。

なお、この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

# 第2章 計画の内容

## 基本目標1 男女共同参画を進める意識づくり

### (1) 男女共同参画意識の改革の推進

- ①家庭や職場、学校・地域などにおける男女共同参画意識の啓発の推進
- ②男女共同参画意識を育む教育・学習の充実

### (2) あらゆる分野での男女共同参画の推進

- ①政策や方針の立案、決定過程への男女共同参画の推進
- ②家庭や日常生活における男女共同参画の推進
- ③地域においての様々なかたちでの男女共同参画の推進
- ④国際理解に基づいた男女共同参画の推進

### (3) 男女共同参画社会を形成するための環境づくり

- ①暴力から逃れる女性・男性の緊急援助体制の整備
- ②子どもや高齢者の虐待を防止する環境づくりの推進
- ③学校、職場、地域におけるセクシャルハラスメントをはじめとするさまざまなハラスメントを防止する環境づくりの推進
- ④生活の安定と自立への支援
- ⑤誰もが暮らしやすい環境の整備

### (4) 男女の人権や性別の尊重

- ①人権を尊重する意識の形成
- ②生涯を通じた女性の健康づくりを支援

## 基本目標2 女性と男性が平等に暮らせる街づくり

### (1) 男女とも働きやすい環境の整備の推進

- ①就業や労働環境における男女平等の推進
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③子育て環境の充実

### (2) 推進体制の整備

- ①市職員の男女共同参画意識の啓発・徹底
- ②関係機関との連携による推進体制の整備

## 基本目標 1 男女共同参画を進める意識づくり

### (1) 男女共同参画意識の改革の推進

家庭や職場、地域、学校などにおける男女意識を形成するために、その啓発や教育に努め男女共同参画への意識の向上を図ります。

#### ① 家庭や職場、学校・地域などにおける男女共同参画意識の啓発の推進

今もなお無意識のうちに性別固定的な男女の役割分担や家族像などが家庭や地域に存在しており、男女共同参画意識の啓発に向け、効果的な情報提供の機会を増やします。

個別施策の内容	担当課
各種イベント開催時に、パネル・男女共同参画川柳入賞作品等の掲示を行い、男女共同参画意識の啓発に努めます。	人権啓発課
男女共同参画社会に関するポスターの掲示を定期的かつ継続的に行い、情報の提供に努めます。	人権啓発課

#### ② 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実

性別にとらわれず、個人として尊重する考え方は子どもの頃から育むことが重要です。学校における男女共同参画の視点に立った指導・教育を進めます。また、子どもだけでなく全ての市民に対しても、生涯学習を通じた意識改革を進めます。

個別施策の内容	担当課
高校生・中学生が生命の大切さなど幅広い知識を取得できるよう、保育所や幼稚園などでの職場体験学習やボランティア活動など、体験活動を実践します。	教育課 福祉課
「キャリア教育」を通じて、「より良く生きるためのあり方、生き方教育」の充実を図ります。	教育課
自主グループと連携し、男女共同参画社会に関する講演会やセミナーを開催し、学習機会の充実を図ります。	人権啓発課
男性の家事、育児、介護などへの参画を推進するために参考となる書籍の充実を図ります。	人権啓発課

### (2) あらゆる分野での男女共同参画の推進

地域や家庭、庁内における性別による固定的役割分担の解消や、政策・

方針決定過程への女性の参画、また、新たな分野における男女共同参画などの推進を図ります。

### ① 政策や方針決定過程への男女共同参画の推進

政策や方針などへの意見提案や意思決定の場への参画は、男女共同参画社会を形成するための基礎となります。第1次行動計画で目標値として掲げている「審議会等における女性委員の比率30%」は達成されていません。第2次行動計画期間中に近づけるよう、引き続き推進します。

個別施策の内容	担当課
市の政策形成過程や施策のあり方に市民意見を反映させる審議会や委員会などへの女性参画の割合が30%以上となるよう努めます。	関係各課
あらゆる情報媒体を使って、市民からの意見や提案などの情報を収集し、男女共同参画施策へ反映させます。	関係各課

### ② 家庭や日常生活における男女共同参画の推進

社会に現存するジェンダーバイアスにより参画しづらいものもありますが、<sup>(注1)</sup> まだまだ男性中心、女性中心の分野が存在します。

男女共同参画の視点に立って、それぞれの家庭に合った推進をするための意識啓発を図ります。

個別施策の内容	担当課
男女共同参画講座の開催などを実施するほか、生涯学習講座において、講習の際に子育て世代に対し、一時預かり保育（有料）の周知を行い、参加しやすい環境づくりに努めます。	福祉課 ほけん課 教育委員会

(注1) ジェンダーは「社会的・文化的な性差」バイアスは「偏見」と訳されます。男女の役割について、固定観念を持つこと、社会の女性に対する評価や扱いが差別的であることを指します。

### ③ 地域においてのさまざまな分野における男女共同参画の推進

地域コミュニティが希薄になりつつあるなか、女性も男性も、地域活動

に進んで参画していただける環境づくりが重要となります。市民を対象とした行事やイベントに、家族そろって参画するような日時設定をするほか、地域活動への積極的な参画を推進します。

また、男性の家事、育児、介護への参画を推進するような講座の開催や普及活動を行います。

個別施策の内容	担当課
各審議会における女性委員の比率を引き上げるよう取り組み、区長や地域において活躍されている方及び社会福祉協議会や女性団体などの関係団体などと協力し男女共同参画を推進します。	関連各課
市民全体を対象とした行事は、女性も男性もそろって参加できるような日時設定をするように努めます。	関係各課

#### ④ 国際理解に基づいた男女共同参画の推進

男女共同参画は国際社会の動きとともに進展してきました。性差別だけでなく、人権・民族差別もなくし、認め合うことが重要です。外国人の文化や慣習を理解するとともに、交流する機会を提供します。

個別施策の内容	担当課
外国人市民も生活しやすくなるように、パンフレットなどの外国語版の作成に努めます。	関連各課
外国人市民が利用しやすくなるように、公共施設の表示版に外国語標記を取り入れるよう取り組みます。	関連各課

### (3) 男女共同参画を形成するための環境づくり

#### ① 暴力から逃れる女性・男性の緊急援助体制の整備

ドメスティック・バイオレンスをはじめとする地域、職場、家庭における様々な暴力に対する対応は重要課題とされています。関係機関と連携しながら、早期発見及び予防に努め、相談業務を充実させるとともに、被害者の安全確保と自立に向けた支援を行います。

個別施策の内容	担当課
DV、ハラスメントの相談受付専用電話のPRを定期的	福祉課



に行い、市民や医療関係者、福祉関係者に対し周知及び定着を図ります。	
民生委員・児童委員、福祉事務所等との連携を密にし、対象者の早期把握に努めます。	福祉課

## ② 子どもや高齢者への虐待を防止する環境づくりの推進

児童や高齢者への虐待も重大な人権侵害です。関係機関と連携し、早期発見、防止及び支援に努めます。

個別施策の内容	担当課
児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携を図る要保護児童対策地域協議会の機能を充実します。	福祉課
地域包括支援センターを拠点に、民生委員や介護サービス事業者などの関係機関と連携し、高齢者虐待の早期把握に努めるとともに、相談業務や支援業務の充実を図ります。	福祉課 ほけん課
児童や高齢者への虐待等が発見された場合、関係部課との連携を強化し、安全の確保を図ります。	福祉課 ほけん課

## ③ 学校・職場・地域におけるセクシャルハラスメントをはじめとする様々なハラスメントを防止する環境づくり

雇用機会均等法の改正により、雇用主はセクシャルハラスメントに対して雇用管理上の措置をとることが義務付けられました。

また、セクシャルハラスメントのみならず、様々なハラスメントが存在します。

個別施策の内容	担当課
各種団体・事業主・関係機関と連携し、セクシャルハラスメントをはじめとする様々なハラスメントについての研修や資料配布を行い、周知徹底を図ります。	人権啓発課

## ④ 生活の安定と自立への支援

核家族化、少子高齢化が進み、また多様なライフスタイルがとられてい

る中、家庭による介護や看護が難しくなっています。介護や援助を必要とする人がいる家庭への支援の充実を図ります。

また、高齢者や障がい者が健康で自立した生活を営めるよう、相談や支援を行います。

個別施策の内容	担当課
学習場所(カルデラASO・コミュニティセンター)を提供し、男女問わず個人が主体的な学習をできるよう支援します。	人権啓発課

#### ⑤ 誰もが暮らしやすい環境の整備

施設の整備にあたっては、バリアフリーの視点を以って、トイレやベビーベッド、ベビーカーの設置など、利便性が図られていますが、今後も、乳幼児を連れて来た人から、障がいのある方、お年寄りの方に至るまで、あらゆる人が利用しやすい環境を整備します。

個別施策の内容	担当課
各種施設については乳幼児から高齢者まで、「誰もが利用しやすい」施設を目指し、表示板の随時見直しなど、さらなるユニバーサル・デザイン化を推進します。	関係各課
子育て支援施設の整備にあたっては、子どもと一緒に安心して利用できるよう配慮するとともに、誰にとっても使いやすいユニバーサル・デザインの普及・導入及び啓発に努めます。	福祉課
乳幼児から高齢者まで、誰もが利用しやすい図書館を目指し、ユニバーサル・デザイン化を推進します。	教育課

#### (4) 男女の人権や性別の尊重

あらゆる人権や互いの性を理解し、尊重する意識を形成するとともに、誰もが健康で暮らしやすいまちづくりを進めます。

##### ① 人権を尊重する意識の形成

性差や人権についての正しい知識を普及し、学習会の実施や情報の提供を行います。

個別施策の内容	担当課
社会的・文化的に形成された性別は、既に子育ての段階での意識にも一部起因しています。チェックシートやパンフレットを、PTAや子育て自主サークルに配布します。	人権啓発課
人権教育をはじめ、道徳の時間や特別活動等、全ての教育活動を通して、男女共同参画に関する実践力の育成を図ります。	人権啓発課
人権学習の開催や、各種団体の研修への講師派遣や、資料の提供に協力を行います。	人権啓発課

## ② 生涯を通じた女性の健康づくりを支援

女性は妊娠や出産など身体的に男性と異なった健康上の問題に直面します。母性が尊重され、健康でいられるよう、相談業務や健康診断などを充実させます。

また、老若男女問わず、誰もが自立し、いきいきと活動するために、健康づくりを推進します。

個別施策の内容	担当課
学校における体や性についての教育や薬物乱用の危険性などについての教育を実施し、保健指導やセーフティー教室などを実施することにより、健康教育の充実を図ります。	ほけん課 教育課
女性特有の疾病や健康上の課題について、健康教育や健康相談などで情報提供を行います。	ほけん課
性差に配慮した検診実施のため、女性特有のがん検診(乳がん・子宮がん)を実施し、健康支援を行います。	ほけん課
母子健康事業を通じて、妊産婦や乳幼児が健康に過ごせるよう支援していきます。	ほけん課

## 基本目標 2 女性と男性が平等に暮らせる街づくり

### (1) 男女とも働きやすい環境の整備の推進

働く場や就労における男女平等や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活のバランス）の推進、子育てや介護環境の充実、生活安定と自立促進に向けた支援などを行います。

### ① 就業や労働環境における男女平等の促進

生産年齢人口の減少と女性就業者数の増加が見込まれている中、就業は男女共同参画社会の形成に重要な意味を持っています。関係機関と連携し、就業に関する情報提供や労働環境向上に関する周知を行います。

個別施策の内容	担当課
商工会等と協力し、平等な労働環境が確保されるよう各事業所に情報の提供を行います。	人権啓発課
男性、女性ともに育児に協力でき、子育て事業に参加し、育児休業などが取得しやすい環境づくりに努めます。	全課共通
母子保健事業を通じて、妊娠出産休暇や育休等、就業に関する情報提供や労働環境向上に関する周知を行います。	ほけん課

### ② ワーク・ライフ・バランスの推進

女性も男性も充実した人生を送るための働き方をめざす「ワーク・ライフ・バランス」は重要な課題です。

市民や事業者が理解を深めるよう効果的な普及活動を行います。

個別施策の内容	担当課
男性の子育て参加の促進、男女共同参画社会の推進のため、通年での働きかけを行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	総務課
母子保健事業等を通じて、子育て初期からワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	福祉課

### ③ 子育て環境の充実

次代を担う子どもたちを安心して育てることができるよう、保育、育児サービスや子育て相談の充実を図り、多様化する保育ニーズに対応できる環境をさらに整えます。

個別施策の内容	担当課
<p>子育て支援センターは、子育て支援の拠点として、子育て相談や子育て中の親子が気軽に集い、交流する場となっています。今後、総合相談、情報提供の窓口として関係機関とのネットワークによりコーディネーター機能を強めるとともに、子育てサークルの支援や多くの親子が利用できるよう活動の周知に努めます。</p>	福祉課
<p>子育て支援センターや保育所・幼稚園等、保健センターなどの相談事業の充実を図り、関係機関との連携を強める中で、相談内容に応じた適切な指導、援助を行います。</p>	福祉課
<p>子育て家庭の生活安定のため、児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、育児手当制度の普及・啓発に努めます。</p>	福祉課
<p>市内保育所では延長保育を行っている所があります。保護者の就労形態の多様化などに対応する一方、長時間保育が子どもに与える影響を考慮しながら、ニーズに応じた延長保育を推進します。</p>	福祉課
<p>経済的負担の軽減を図り、0歳から小学校就学前までの乳幼児に対して、乳幼児医療費助成制度を充実させます。</p>	福祉課
<p>少子化対策として、児童の保護者の経済的負担を軽減し、児童の健康保持と健全な育成及び、安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、児童の医療費について一部助成をする児童医療費助成制度を行います。</p>	福祉課
<p>各種イベント開催時に、授乳室やオムツ換えの場所等を確保し、子育て世代がイベントに参加しやすい環境を整えます。</p>	全課共通

## (2) 推進体制の整備

### ① 市職員の男女共同参画意識の啓発・徹底

職員が率先して男女共同参画を進めるという意識を持ち、研修や意識調査の実施など、普及啓発を図ります。

個別施策の内容	担当課
男女共同参画に対する職員意識の状況を把握し、職員全体に研修を計画的に進め、意識の向上に努めます。	総務課

## ② 関係機関との連携による推進体制の整備

第2次行動計画の推進には、各部署が連携し、市民や事業者、各種団体との連携も必要です。積極的に連携に努め、広く情報を公開します。

個別施策の内容	担当課
男女共同参画審議会の機能をより充実させ、本計画における個別施策の進ちょく状況を把握していただき指導をします。	人権啓発課
他市町村の男女共同参画施策担当者と情報提供の場を設け、相互の連絡体制を構築できるよう、積極的に取り組みます。	人権啓発課